

（電気装置）

第21条 電気装置の取付位置、取付方法、性能等に関し保安基準第17条の2第1項の告示で定める基準は、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車にあつては協定規則第10号の規則6. 及び7. に定める基準及び次に掲げる基準とし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては次に掲げる基準とする。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車について、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第10号の規則6. 及び7. の規定にかかわらず、協定規則第10号の規則9. 3. の規定を適用できるものとする。

- 一 車室内及びガス容器が取り付けられているトランク等の仕切られた部分の内部（以下「車室内等」という。）の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。
 - 二 車室内等の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。
 - 三 蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようにしていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。
 - 四 電気装置の発する電波が、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものであること。この場合において、自動車雑音防止用の高圧抵抗電線、外付抵抗器等を備え付けていない等電波障害防止のための措置をしていないものは、この基準に適合しないものとする。
 - 五 電気装置の配線は、クランプ等により固定され、かつ、破損するおそれのないように適当に保護されているか又は支障のない位置に配線されていること。
 - 六 電気装置の端子等は、積載物品により破損するおそれのないように適当に保護されていること又は支障のない位置に設けられていること。
- 2 保安基準第17条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第10号の規則6. 及び7. に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第10号の規則6. 及び7. の規定にかかわらず、協定規則第10号の規則9. 3. の規定を適用できるものとする。
 - 3 保安基準第17条の2第3項の告示で定める基準は、協定規則第155号の規則7. 3. （7. 3. 1. を除く。）に定める基準とする。
 - 4 保安基準第17条の2第4項の告示で定める基準は、協定規則第156号の規則7. 2. に定める基準とする。

- 5 保安基準第17条の2第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。以下この号において同じ。）に備える電気装置にあっては、協定規則第100号の規則5. 及び6.（6. 4. を除く。）に定める基準とする。ただし、国土交通大臣が定める自動車に備えるものにあつては、協定規則第136号の規則5. 及び6. に適合するものであればよい。
 - 二 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）に備える電気装置にあっては、協定規則第136号の規則5. 及び6. に定める基準とする。
 - 三 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3. 5tを超えるもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車に限る。）にあっては、協定規則第100号の規則5. 5. 1. から5. 5. 3. までの定める基準に適合するものであること。
- 6 保安基準第17条の2第6項の告示で定める基準は、協定規則第100号の規則6. 4. に定める基準（原動機用蓄電池（作動電圧が直流60Vを超え1, 500V以下又は交流30V（実効値）を超え1, 000V（実効値）以下のものに限る。第99条及び第177条において同じ。）を備えた自動車に限る。）及び次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 自動車（保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第137号の規則5. 2. 8. に定める基準とする。
 - 二 自動車（保安基準第18条第3項各号に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第94号の規則5. 2. 8. に定める基準とする。
 - 三 自動車（保安基準第18条第4項各号（第6号を除く。）に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第95号の規則5. 3. 7. に定める基準とする。
 - 四 自動車（保安基準第18条第5項各号に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第135号の規則5. 6. に定める基準とする。
 - 五 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量が3. 5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3. 5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車については、協定規則第153号の規則5. 2. 2. に定める基準とする。
 - 六 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量1. 5 t以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、協定規則第12号の規則5. 5. に定める基準とする。ただし、協定規則第94号の規則5. 2. 8. 又は協定規則第137号の規則5. 2. 8. に適合している場合には、協定規則第12号の規則5. 5. に適合するものとする。
 - 七 第1号に規定する自動車以外の自動車については別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する

技術基準」5. 1. に定める基準とし、第4号に規定する自動車以外の自動車については同別添5. 2. に定める基準とする。

- 八 第1号に規定する自動車以外の自動車については別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」6. 1. に定める基準とし、第3号に規定する自動車以外の自動車については同別添6. 2. に定める基準とする。